

資料：産業廃棄物の具体例等

■産業廃棄物の種類（法第2条、施行令第2条、第2条の2、第2条の3）

【業種等の限定なし（あらゆる事業活動に伴うもの）】

種 類	内 容	具体例
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	廃棄物焼却灰、灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、炉清掃排出物等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものであって、有機性及び無機性のすべてのもの	下水汚泥、ビルビット汚泥、消化汚泥、製紙スラッジ、活性汚泥等 めっき汚泥、砕石スラッジ、ベントナイト汚泥、石灰かす、活性炭かす、廃脱硫剤等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、燃料油系廃油、タンカー洗浄排水、タールピッチ類、印刷インキかす等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液（中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。）	硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、酢酸、クエン酸、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液（中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。）	石灰廃液、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、写真現像廃液、か性ソーダ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃ベークライト（プリント基盤等）、廃スチロール（発泡スチロールを含む。）、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃合成皮革、廃合成建材（タイル、断熱材、合成木材、防音材等）、合成繊維くず（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む。）、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは廃プラスチック類）	切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず（廃タイヤは合成ゴムであるため、廃プラスチック類に該当する。）
金属くず		鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリートくずについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く（がれき類に該当する。）	廃空びん類、板ガラスくず、破損ガラス、アンプルロス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉、ロックウールくず等 製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず等 土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、石膏型、レンガ破片、瓦破片等 廃石膏ボード
鉱さい		スラグ（高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい）、キューボラ溶鉱炉のノロ、不良鉱石、不良石炭、鉱じん、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂（塗料かす等を含むものを除く。）等
がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物（もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。）	コンクリート破片、レンガ破片、ブロック破片、瓦破片、アスファルトがら、廃スレート等
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、産業廃棄物である紙くず（PCBが塗布され、又は染み込んだもの）、木	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等

	くず（PCBが染み込んだもの）、繊維くず（PCBが染み込んだもの）若しくは金属くず（PCBが付着し、又は封入されたもの）の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
産業廃棄物処理物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、前各欄に該当しないもの（法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物）	有害汚泥のコンクリート固型化物、化製場での化製処理により発生した廃肉骨粉

【業種等の限定あり（特定の事業活動等に伴うもの）】

種 類	限定される業種等	具体例
紙くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）に係るもの ③出版業（印刷出版を行うものに限る。）に係るもの ④製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤PCBが塗布され、又は染み込んだもの	建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等 パルプ、紙、紙加工品製造業等に係る印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず、旧ノーカーボン紙等
木くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む。）に係るもの ③パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの ④貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。） ⑤PCBが染み込んだもの	建設業に係る建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材等（工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む。） 木材、木製品製造業、パルプ製造業等に係る廃木材、おがくず、バーク類等 リース物品（家具・器具類等）に係る木くず、こん包材くず、木製パレット等
繊維くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。） ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係る天然繊維くず（合成繊維くずは廃プラスチック類） ③PCBが染み込んだもの	建設現場から排出される繊維くず、ロープ等 畳、じゅうたん、木綿くず、綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さや厨芥類は事業活動に伴って生じた一般廃棄物）	魚・獣の骨、皮、内臓等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら等 ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等
動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
動物のふん尿	畜産農業に係る事業活動に伴って生じた動物のふん尿	牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、七めん鳥、兎及び毛皮獣等のふん尿等
動物の死体	畜産農業に係る事業活動に伴って生じた動物の死体	同上の家畜の死体

※・石綿を重量比で0.1%を超えて含むものは「石綿含有産業廃棄物」として処理する必要があります。

・水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって、環境省令で定めるものは「水銀使用製品産業廃棄物」として処理する必要があります。

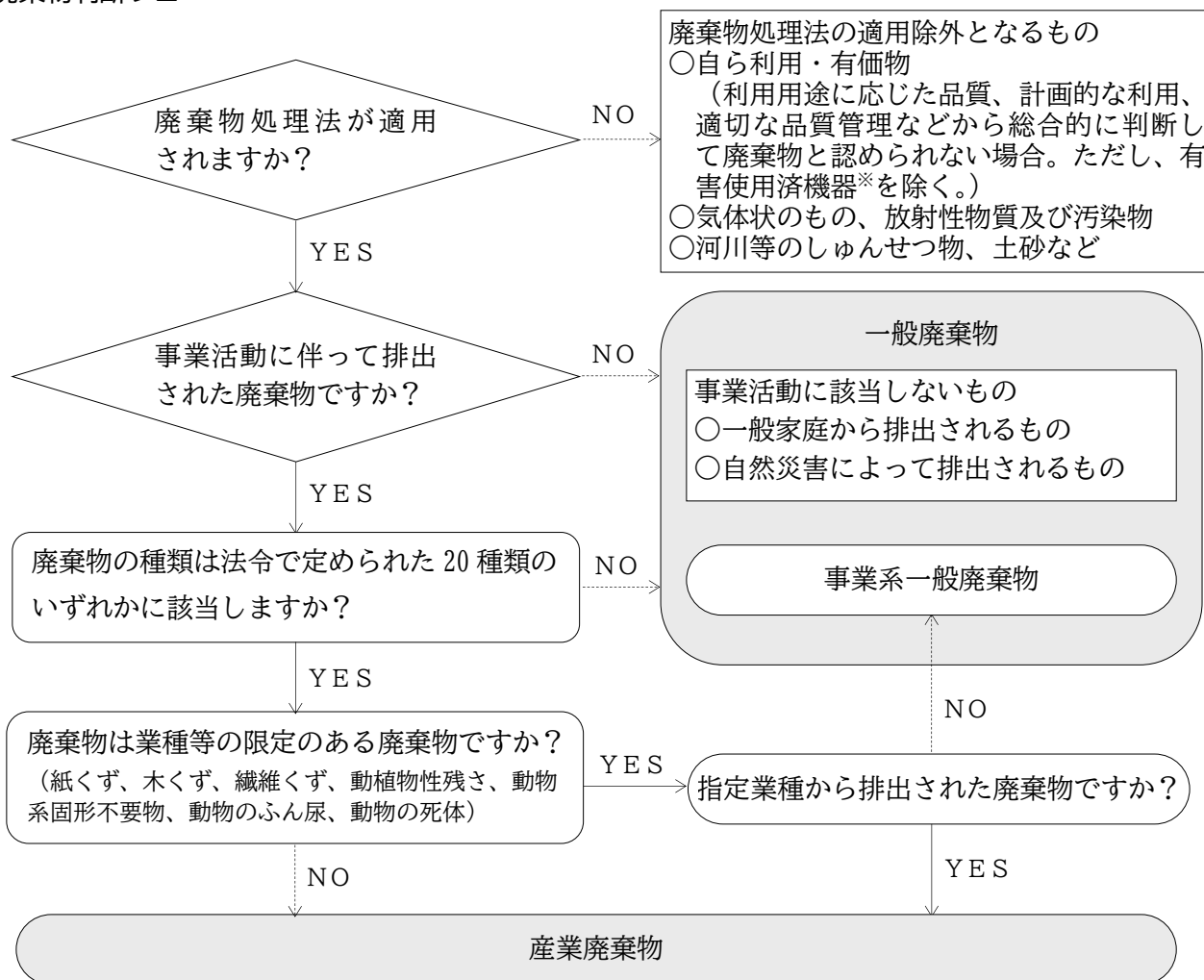
・水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15 mg/kgを超えて含有するばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい及び水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/Lを超えて含有する廃酸、廃アルカリは「水銀含有ばいじん等」として処理する必要があります。

■特別管理産業廃棄物の種類（施行令第2条の4）

種類		具体例等
廃油（揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く））		（参考）引火点 70℃未満の廃油
著しい腐食性を有する pH2.0 以下の廃酸		
著しい腐食性を有する pH12.5 以上の廃アルカリ		
感染性産業廃棄物（医療機関等から排出される産業廃棄物で、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの）		<p>感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はそのおそれのある廃棄物であって、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等の産業廃棄物（血液の付着した注射針、採血管等）</p> <p><排出元となる施設></p> <p>病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、介護医療院、助産所、動物の診療施設、国・地方公共団体の試験研究機関及び大学・その附属試験研究機関、学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良・考案・発明に係る試験研究を行う研究所（医学、歯学、薬学、獣医学に係るもの）</p>
特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等、PCB 汚染物、PCB 処理物	<p>廃 PCB 及び PCB を含む廃油</p> <p>PCB が染み込んだ汚泥・紙くず等、塗布された紙くず、付着した廃プラスチック類・金属くず等、封入された廃プラスチック類・金属くず</p> <p>廃 PCB 等又は PCB 汚染物を処分するために処理したもの（廃油：PCB が試料 1 kg につき 0.5mg を超えるもの、廃酸・廃アルカリ：試料 1 L につき 0.03mg を超えるもの、廃プラスチック類・金属くず：付着している又は封入されているもの、陶磁器くず：付着しているもの、上記以外：検液 1 L につき 0.003mg を超えるもの）</p>
	廃水銀等	<p>特定の施設において生じた廃水銀等（水銀使用製品が産業廃棄物となったものに封入された廃水銀等を除く。）、水銀・水銀化合物が含まれている産業廃棄物・水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀、廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）</p>
	指定下水汚泥（下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥）	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、有機塩素化合物等、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類が環境省令で定める基準に適合しないもの
	鉍さい（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレンを一定濃度を超えて含むもの）	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレンが環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃石綿等（石綿建材除去事業に係るもの、特定粉じん発生施設設置事業場から生じたもので飛散するおそれがあるもの）	<p>廃石綿及び石綿が含まれ、又は付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であつて石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）に係るもの（輸入されたものを除く。）、大気汚染防止法第 2 条第 11 項に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの（輸入されたものを除く。）及び輸入されたものであって、飛散するおそれのあるものとして環境省令で定めるもの</p>
	燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの）	カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、ダイオキシン類が環境省令で定める基準に適合しないもの
	ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度超えて含むもの）	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム化合物、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類が環境省令で定める基準に適合しないもの
	廃油（有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンを含むもの）	有機塩素化合物等、1,4-ジオキサンが環境省令で定める基準に適合しないもの
	汚泥・廃酸・廃アルカリ（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、有機塩素化合物等、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超えて含むもの）	アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素、シアン化合物、PCB、有機塩素化合物等、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、セレン、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）

※有機塩素化合物等とは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンをいいます。

■廃棄物判断フロー



※ 有害使用済機器とは、エアコンなど、施行令第 16 条の 2 に定めるもの（32 品目）であって、使用を終了して収集されたものをいい、廃棄物処理法において保管や処分等に係る規制が行われています。

■石綿を含有する産業廃棄物の種類（施行令第2条の4、施行規則第7条の2の3）

区分	石綿を含有する産業廃棄物の種類	内容
特別管理産業廃棄物	廃石綿等	廃石綿及び石綿が含まれ、又は付着している産業廃棄物のうち、石綿建材除去事業及び輸入されたものであって、飛散するおそれのあるもの
産業廃棄物	石綿含有産業廃棄物（石綿含有量0.1%超）	石綿含有量0.1%超であるもの
	上記以外で石綿を含有するもの	

■水銀を含有する産業廃棄物の種類（施行令第2条の4、施行規則第7条の2の4）

区分	水銀を含有する産業廃棄物の種類	内容
特別管理産業廃棄物	廃水銀等	・特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 ・水銀若しくはその化合物が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	水銀を含む特別管理産業廃棄物	・特定の施設から排出されるものであって、水銀の溶出量が判定基準を超過するもの
産業廃棄物	水銀含有ばいじん等	・ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいのうち、水銀15mg/kgを超えて含有するもの ・廃酸又は廃アルカリのうち、水銀を15mg/Lを超えて含有するもの
	水銀使用製品産業廃棄物	・水銀を使用した製品が産業廃棄物となったものであって、環境省令で定めるもの※

※水銀使用製品産業廃棄物とは、以下の①～③に該当する製品が産業廃棄物となったものをいいます。

- ① 水銀使用製品のうち、次の1～43に掲げるもの
- ② ①を材料又は部品として組み込む水銀使用製品（下表に×印のあるものに係るものを除く。）
- ③ ①及び②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品

	製品名	組込		製品名	組込
1	水銀電池		23	放電管（水銀が目視で確認できるものに限り、放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを含む。）を除く。）	×
2	スイッチ及びリレー（水銀が目視で確認できるものに限る。）	×	24	水銀抵抗原器	
3	蛍光ランプ（冷陰極蛍光ランプ及び外部電極蛍光ランプを含む。以下同じ。）	×	25	差圧式流量計	
4	HIDランプ（高輝度放電ランプ）	×	26	傾斜計	
5	放電ランプ（蛍光ランプ及びHIDランプを除く。）	×	27	水銀圧入法測定装置	
6	農薬		28	周波数標準機	×
7	気圧計		29	ガス分析計（水銀等を標準物質とするものを除く。）	
8	湿度計		30	容積形力計	
9	液柱形圧力計		31	滴水水銀電極	
10	弾性圧力計（ダイヤフラム式のものに限る。）	×	32	参照電極	
11	圧力伝送器（ダイヤフラム式のものに限る。）	×	33	水銀等ガス発生器（内蔵した水銀等を加熱又は還元して気化するものに限る。）	
12	真空計	×	34	握力計	
13	ガラス製温度計		35	医薬品	
14	水銀充満圧力式温度計	×	36	水銀の製剤	
15	水銀体温計		37	塩化第一水銀の製剤	
16	水銀式血圧計		38	塩化第二水銀の製剤	
17	真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）		39	よう化第二水銀の製剤	
18	温度定点セル		40	硝酸第一水銀の製剤	
19	顔料	×	41	硝酸第二水銀の製剤	
20	ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る。）		42	チオシアン酸第二水銀の製剤	
21	灯台の回転装置		43	酢酸フェニル水銀の製剤	
22	水銀トリム・ヒール調整装置				

※ 19の項に掲げる水銀使用製品は、水銀使用製品に塗布されるものに限り×印に該当する。